

## 中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

### 第88回

#### 中国の倒産法(2)

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

2006年8月27日、制定まで12年もの歳月を経た「中華人民共和国企業破産法」(以下「新破産法」という)が終に公布され、2007年6月1日から施行されている。同法は、中国における初めての統一的、現代的な倒産関連法規であり、国有企業、私営企業、外商投資企業等を問わず、全ての企業法人に等しく適用され、その内容も、従来の倒産関連法規に比べ市場経済国に相応しい現代的なものに近づいているため、外国企業をはじめ各界から今後の適切な運用が期待されている。本テーマ2回目となる今回は、新破産法下における破産原因及び破産申立受理の効果について分析・検討することにした。

#### 1 破産原因

Q1 外商投資企業A社は、中国の国有企業B社に対して既に期限が到来している売掛金債権を有しており、B社に対して再三当該債権に対する支払を請求していますが、B社は手元不如意を理由に一向に支払おうとしません。そこで、A社としては、破産申し立ても辞さない構えで、B社に対して支払を強く請求することを考えていますが、そもそもこのような状況下でA社がB社について破産清算するよう人民法院に申し立てることは可能なのでしょうか。

A1 期限の到来した売掛金債権をB社が手元不如意を理由に弁済しない状況下において、A社がB社について破産清算するよう人民法院に申し立てることは可能と思われます。

新破産法によれば、以下の二つの要件を何れも満たした場合に、新破産法の規定に従い債務を整理する旨規定している(新破産法第2条第1項)。

①期限の到来した債務を弁済できないこと(支払不能)

②資産が全部の債務を弁済するのに不足するか、または明らかに弁済能力が欠如していること(債務超過等)

また、上記二つの要件を満たす場合のほか、③明らかに弁済能力を喪失する可能

性がある場合には、新破産法の規定に従い更生を行うことができることも規定している(同法第2条第2項)。

そして、上記の要件を充たす場合、債務者は、人民法院に対して、更生、和議または破産清算の申立をすることができる(同法第7条第1項)。

従って、債務者が、破産申立を行う場合には、上記の①支払不能及び②債務超過等の何れの要件も充たす必要があると言える。

一方で、債権者が申し立てる場合については、「債務者が期限の到来した債務を弁済できない場合、債権者は、債務者について更生または破産清算を行うよう人民法院に申し立てることができる」(同法第7条第2項)と規定されているため、①支払不能の要件を充たすだけで更生または破産の申立(債務者自身による申立の場合と異なり、和議の申立は含まれていない)を行うことができるものとされている。

この点、破産の申立に際しては、申立書に加えて関連証拠の提出が求められているところ(同法第8条第1項)、既に支払の遅延により損失を被っている債権者に対して、支払不能の要件だけではなく、比較的証明の難しい債務超過等の要件に関する証拠の提出まで求めるとすれば、著しく公平を失する結果になりかねないことから、上記のように、債権者の申立の要件を、債務者による申立よりも緩和したものと思われる。

なお、従来の関連法規であった「中華人民共和国企業破産法(試行)」(1988年11月施行。以下「旧破産法」という)においては、破産原因として以下の要件が要求されていた(旧破産法第3条第1項)。

- (i) 経営管理が上手く行かないこと
- (ii) (i)により、重大な欠損を生じさせたこと
- (iii) 期限の到来した債務を弁済できないこと(支払不能)

このように、旧破産法においては、新破産法とは異なり、財務データ等により明確に把握しやすい「債務超過等」の要件は要求されておらず、(i)のような経営管理の巧拙、(ii)のような欠損の程度といった、運用によっては、その判断に大きな裁量の余地を残すことになる要件が規定されていた。

一方で、債権者が申し立てる場合については、新破産法と同じく、「債務者が期限の到来した債務を弁済できない場合は、債権者は、債務者の破産宣告を申し立てることができる」と規定し、「支払不能」の要件のみで申立が可能とされていたが、その場合、「債権の額、物的担保の有無及び債務者の期限の到来した債務の弁済不能についての証拠」の提出が要求されていた(旧破産法第7条)。

もともと、債権者からの申立てがあった場合でも、「公共企業並びに国の経済及び人民生活に重大な関係を有する企業であって、政府の関連部門が資金援助を行ってきた

はその他の措置を講じて債務の弁済を支援する場合」は、破産宣告を行わないものとされる等、政策的に企業の破産を回避できる余地が残されていた(旧破産法第3条第2項第1号)。

## 2 破産申立受理の効果

Q2 外商投資企業A社は、取引先である中国企業B社が人民法院に破産手続きを申し立て、且つ受理されていることを知りました。

(1) A社は、B社に対する売掛金債権について、B社から弁済を受けることができるでしょうか。

(2) A社は、B社に対する買掛金債務について、B社に対して弁済することができるでしょうか。

(3) 管財人から、A社に対して、当該破産申立が受理される前にA社がB社との間で締結した契約の履行を求められていますが、A社は履行しなければならないのでしょうか。

(4) A社は、当該破産申立が受理される前に、B社に対して売掛金の支払を求めて、人民法院に民事訴訟を提起すると共に、B社が無資力になった場合に備えて同社の財産に対して保全措置を採っていました。当該訴訟は未だ結審していませんが、B社の破産申立が受理されたことにより今後どのように扱われることになるのでしょうか。

(5) A社は、B社のX総経理が非常に優秀な人材であったことから、Xをヘッドハンティングして、A社の子会社a社の総経理に就任してもらおうと考えていますが、可能でしょうか。

A2 (1) A社がB社から売掛金に関する弁済を受けた場合、当該弁済は無効とされません。

(2) A社は、B社ではなく、管財人に対して当該買掛金に関する弁済をしなければなりません。当該弁済の結果、当該金員が破産財産に組み入れられず債権者に損失が生じたような場合、当該A社の弁済義務は免除されないことになります。

(3) A社は当該契約を引き続き履行しなければなりません。管財人に対して担保の提供を要求することができます。

(4) 当該訴訟は、管財人がB社の財産を接収管理するまでは中止されることになり、B社の財産に関する保全措置は解除されることになります。

(5) XがB社の法定代表者等の関係人であった場合、Xは、B社の破産手続きが終結するまでの間、a社の総経理に就任することはできません。

新破産法においては、債務者または債権者等が、人民法院に対して破産清算を申し立て(新破産法第7条)、人民法院が当該破産申立を受理する旨裁定した場合(同法第10条)、破産清算に向けて債務者の財産を確定する必要から、以下のような効果が生じるものと規定されている。

(1) 人民法院による管財人の指定(新破産法第13条)

人民法院は、破産申立の受理裁定と同時に、債務者の財産に対する管理・処分等のために、管財人を指定しなければならないものとされている。

(2) 個別債権者に対する弁済の無効(新破産法第16条)

人民法院が破産申立を受理した後に、債務者の個別の債権者に対して弁済したとしても、当該弁済は無効とされる。

(3) 管財人に対する債務弁済義務及び財産引渡義務(新破産法第17条)

人民法院が破産申立を受理した後、債務者に債務を負っている者は管財人に対して債務を弁済し、債務者の財産保有者は管財人に対して財産を引き渡さなければならないとされている。

そして、債務者に債務を負っている者または債務者の財産保有者が、債務者に対して故意に弁済しまたは債務者に対して故意に財産を引き渡したことにより債権者に損失を生じさせた場合、その債務弁済及び財産引渡の義務は免除されないものとされている。

逆に言えば、債務者が弁済を受けた金員または引渡しを受けた財産を管財人に交付し、これらが最終的に破産財産に組み入れられ債権者に分配されたような場合は、債権者に損失は生じないため、その債務弁済義務及び財産引渡義務も免除されるものと思われる。

(4) 破産申立受理前に成立した契約の解除または継続履行の決定権(新破産法第18条)

人民法院が破産申立を受理した後、管財人は、破産申立が受理される前に成立した債務者及び相手方当事者の何れもが履行を完了していない契約について、解除または履行継続を決定する権利を有する。

管財人は、解除か履行継続かを相手方当事者に通知しなければならず、管財人が、破産申立受理の日から2ヶ月以内に相手方当事者に通知しなかった場合、または相手方当事者からの催告を受領した日から30日以内に回答しなかった場合、当該契約は解除されるものとみなされる。

仮に、管財人が契約の履行継続を決定した場合、相手方当事者は履行しなければならないことになるが、相手方当事者は、管財人に担保の提供を要求することができ、管財人が担保を提供しない場合、当該契約は解除されるものとみなされる。

(5) 債務者財産に関する保全措置の解除及び執行手続の中止(新破産法第19条)

人民法院が破産申立を受理した後、債務者の財産に関する保全措置は解除されなければならない。

また、債務者の財産に関する執行手続も中止されなければならないとされている。

(6) 未決の訴訟及び仲裁の中止(新破産法第20条)

人民法院による破産申立受理前に、債務者に関する民事訴訟または仲裁が既に開始されているが、破産申立受理時において未だ終結していない場合、当該民事訴訟または仲裁は中止しなければならないものとされている。

もともと、管財人が債務者の財産を接収管理した後に、当該訴訟または仲裁は引き続き行われることになる。

(7) 裁判管轄の限定(新破産法第21条)

人民法院が破産申立を受理した後、債務者に関する民事訴訟は破産申立を受理した人民法院に対してのみ提起することができるとされている。

(8) 債務者の法定代表者等が負うべき義務(新破産法第15条)

人民法院が破産申立を受理する旨の裁定を債務者に送達した日から破産手続終結の日まで、債務者の関係人(一般には債務者の法定代表者を指すが、人民法院の決定により、財務管理者及びその他の経営管理者を含むことができる)は以下の義務を負うものとされている。

その占有及び管理する財産、印鑑及び帳簿、文書等の資料を適切に保管すること  
人民法院、管財人の要求に基づき業務を行い、且つ事実の通りに質問に回答すること

債権者会議に列席し、且つ事実の通りに債権者の質問に回答すること

人民法院の許可を経ずに、住所地を離れないこと

その他の企業の董事、監事、高級管理職に新たに就任しないこと

なお、旧破産法においても、破産申立受理の効果として、上記(2)に関連して「人民法院が破産事件を受理した後において、一部の債権者に対する債務者の弁済は無効とするが、債務者の正常な生産・経営に不可欠なものについてはこの限りでない」

(旧破産法第12条)と規定され、また、上記(5)に関連しても、執行手続の中止(同法第11条)については規定されていたが、新破産法では、債務者の財産確定の必要性をより重視し、上記のとおり更に多くの効果を規定したと思われる。